

第三十九回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 六 号

昭和三十六年十月十一日(水曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

- 委員長 野原 正勝君
- 理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君
- 理事小山 長規君 理事丹羽 兵助君
- 理事石田 宥全君 理事芳賀 貢君
- 安倍晋太郎君 飯塚 定輔君
- 金子 岩三君 飯谷 忠男君
- 草野一郎平君 倉成 正君
- 小枝 一雄君 坂田 英一君
- 田邊 颯男君 谷垣 專一君
- 綱島 正興君 寺島隆太郎君
- 内藤 隆君 中山 榮一君
- 藤田 義光君 本名 武君
- 松浦 東介君 八木 徹雄君
- 米山 恒治君 足鹿 覺君
- 片島 濬君 北山 愛郎君
- 東海林 稔君 中澤 茂一君
- 榎崎弥之助君 西村 関一君
- 山田 長司君 湯山 勇君
- 稻富 稔人君 玉置 一徳君

出席政府委員

- 農林政務次官 中馬 辰猪君
- 農林事務官 坂村 吉正君
- (農林経済局長) 庄野五一郎君
- (農地局長) 森 茂雄君
- 農林事務局(畜産局長) 安田善一郎君
- 食糧庁長官 立川 基君
- 委員外の出席者 信男君

農林事務局(畜産局長) 西尾 八起君
 専門員 岩隈 博君

十月十一日
 委員八木徹雄君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として稲葉修君及び内海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日
 委員稲葉修君及び内海清君辭任につき、その補欠として八木徹雄君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

十月五日
 大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案(内閣提出第六一號)
 同月九日
 大豆なたね交付金暫定措置法案(内閣提出第六二號)
 同月六日
 建物共済農協一元化に関する請願外六件(伊藤嶋君紹介)(第八號)
 同外二件(一萬田尚登君紹介)(第九號)
 同外三件(加藤常太郎君紹介)(第一〇號)
 同(高橋清一郎君紹介)(第一一號)
 同(宇野宗佑君紹介)(第七五號)
 同外十件(植木庚子郎君紹介)(第七六號)
 同外一件(大倉三郎君紹介)(第七七號)

同外三件(角屋堅次郎君紹介)(第七八號)
 同外一件(飯谷忠男君紹介)(第七九號)
 同外十一件(田村元君紹介)(第八〇號)
 同(谷垣專一君紹介)(第八一號)
 同外二件(濱田幸雄君紹介)(第八二號)
 同外五件(濱田正信君紹介)(第八三號)
 同外一件(濱地文平君紹介)(第八四號)
 同外二件(古川丈吉君紹介)(第八五號)
 同外十二件(坊秀男君紹介)(第八六號)
 同外二件(松澤雄藏君紹介)(第八七號)
 同外二件(松本一郎君紹介)(第八八號)
 同外五件(足鹿覺君紹介)(第八九號)
 同(宇野宗佑君紹介)(第一四八號)
 同外十五件(上村千一郎君紹介)(第一四九號)
 同外一件(加藤鐵五郎君紹介)(第一五〇號)
 同(川村義義君紹介)(第一五一號)
 同外十六件(草野一郎平君紹介)(第一五二號)
 同(小泉純也君紹介)(第一五三號)

同外二件(小島徹三君紹介)(第一五四號)
 同外三件(櫻内義雄君紹介)(第一五五號)
 同外二件(藤原雄次君紹介)(第一五六號)
 同外七件(田澤吉郎君紹介)(第一五七號)
 同(田中伊三次君紹介)(第一五八號)
 同(塚田十一郎君紹介)(第一五九號)
 同外十件(中澤茂一君紹介)(第一六〇號)
 同外四件(中野四郎君紹介)(第一六一號)
 同(藤井勝志君紹介)(第一六二號)
 同外一件(青木正君紹介)(第一六一號)
 同(宇野宗佑君紹介)(第二二六號)
 同外一件(岸本義廣君紹介)(第二二七號)
 同外一件(小枝一雄君紹介)(第二二八號)
 同(坂田道太君紹介)(第二二九號)
 同外三件(關谷勝利君紹介)(第二三〇號)
 同外三件(廣瀬正雄君紹介)(第二三一號)
 同外四件(藤枝泉介君紹介)(第二三二號)
 同外七件(藤田義光君紹介)(第二三三號)

六九號)
 同外四件(八木徹雄君紹介)(三七〇號)
 同(米山恒治君紹介)(第二七一號)
 農業共済制度の改正促進に関する請願外五件(池田正之輔君紹介)(第六七號)
 同外七件(黒金泰美君紹介)(第六八號)
 同外十一件(松浦東介君紹介)(第六九號)
 同外十一件(松澤雄藏君紹介)(第七〇號)
 同外二件(安宅常彦君紹介)(第七一號)
 同外二件(伊藤五郎君紹介)(第七二號)
 同外四件(牧野寛索君紹介)(第七三號)
 農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する請願外三件(池田正之輔君紹介)(第七一號)
 同外三件(黒金泰美君紹介)(第七二號)
 同外六件(松浦東介君紹介)(第七三號)
 同外四件(松澤雄藏君紹介)(第七四號)
 同外三件(安宅常彦君紹介)(第七五號)
 同外二件(伊藤五郎君紹介)(第七六號)
 同外四件(牧野寛索君紹介)(第七七號)

地方卸売市場法の制定に関する請願 (小山長規君紹介) (第一六三三号) 沿岸漁業振興法の制定に関する請願 (芳賀貞君紹介) (第二六〇号) は本委員会に付託された。

十月六日

豚価安定対策確立等に関する陳情書 (東京都中央区銀座東四丁目四番地日本種豚登録協会長田口教一) (第二七号) 農林畜水産物の加工工場設置促進に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第五〇号) 甘し糖の価格安定に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第五一号) 農業近代化のための農業教育刷新等に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第五二号) 農業共済組合の事務費全額国庫負担等に関する陳情書 (新潟県佐渡郡相川町大字北立島四百七十一番地高千農業共済組合理事長山本庄蔵) (第五三号) 農林漁業振興対策確立に関する陳情書 (福岡市薬院端端七丁目百二十三番地福岡県町村長会長柿原種雄) (第五四号) 日ノ漁業委員会の促進に関する陳情書 (札幌市議会議長齋藤忠雄) (第八六号) 開拓入植者に対する営農資金の取扱改善に関する陳情書 (札幌市議会議長齋藤忠雄) (第八七号) 農業基本法関連法案の早期成立に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第八八号)

低位生産地域に対する農業振興資金の特別措置に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第八九号) 農業委員会強化のための国庫補助増額に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第九〇号) 購入飼料に対する検査制度確立に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第九一号) 暖地てん菜の振興対策確立に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第九二号) 大豆の貿易自由化に伴う昭和三十六年産菜種の価格補償対策確立に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第九三号) 農業構造改善のための農地取得資金融通制度確立に関する陳情書 (鹿児島市山下町六十八番地田中茂穂) (第九四号) は本委員会に参考送付された。

本日会議に付した案件 家畜商法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二四号) 家畜改良増殖法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二五号)

○野原委員長 これより会議を開きます。 家畜商法の一部を改正する法律案及び家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。 質疑の通告がありますので、これを許します。 山田長司君。 ○山田(長)委員 農業基本法に關連

しておそらく今回家畜取引法あるいはこの家畜商法の一部改正というものが提出されたものと思うわけでありますが、この家畜商法の改正に關連して数点にわたる御質問を申し上げたいと思っております。

この改正の内容を見ますと、旧来の法律の中に設けられなかった種々な問題が含まれておるわけでありますが、聞くところによると、この家畜商法の改正については、この春は原案として五万円の保証金を積ませて、この五万円の保証金がなければ営業をさせないというような方針のようでありましたが、それが今回の法案を見ますると二万円に減額がなされておる。何を根拠として、五万円という金額をきめられておったものが二万円に減らされたものか、まず最初にこの点から伺ってみたいと思っております。

○保坂説明員 たいまお尋ねがございましたのは、家畜商法の改正案の中におきまして、今回、新たに、家畜商が免許を受けるにあたりまして、営業保証金を、一人の場合におきましては二万円、さらに同一人につきましては人数をふやします場合には一万円保証金を供託することの規定を設けたわけでありますが、保証金をいかなる額にするかということにつきましては、検討の経過におきましては額については、二万円といたしましたわけでありますが、二万円といたしました理由は、通常、家畜の取引におきまして、たとえば和牛の取引というようなケースにつきましては、検討いたしました。最低なもので、子牛の取引価格は過去六年間におきまして大体一頭当たり二万一千円程度に相なっております。なお、家畜

商の営業の形態におきましては、和牛等については子畜を農家に委託して、それを成畜になりましてから農家から買った買受けるような場合に交換差金を交付するような取引形態がございますが、これらのものにつきましても、過去七カ年間の平均を検討いたしましたも二万円と相なっております。なお、それらのことと家畜商の負担能力等を総合的に勘案いたしました二万円ということにいたしました次第でございます。

○山田(長)委員 この価格がきめられるにあたりまして、実はこの春価格が五万円という金額がきめられたときに、陳情等がなされて、正式に五万円でのこの価格を設定して発表すべき段階であったのが急に二万円に変更になった。一体五万円という価格は何を根拠として当時きまったのか、この点がどうも不明確なんです、明らかにしてもらいたい。

○保坂説明員 当時五万円と決定いたしましたのは、成畜一頭について考えますとほぼ五万円程度に相なるというような関係から五万円というような案もあつたわけでございますが、いづれにしても、信用の程度を補強して普通取引における家畜商の地位の向上をはかるというような趣旨から考えられたわけでありまして、急速に五万円にいたしますことにつきましては、家畜商の負担能力等の問題も勘案いたさなければならぬので、二万円ということに落ちついたわけでございます。

○山田(長)委員 取引業者の間においては、こういう保証に關する金額というものを何のために納めるのかという点についてはかなり議論のあるところ

ろでありまして、大体全国の家畜商は七万五千人いるそうでございますが、この七万五千人の人にかかりに二万の保証金をかけたといつたとしても、十五億からの金が集まるもののようにあります。一体この十五億の金の保管というものはどこで保管するのか、それから、どういふ経緯でこれは集められる筋合いのものなのか、集められる場所等について御説明を願いたいと思っております。

○保坂説明員 家畜商の供託金につきましては、家畜取引におきまして事故がございました場合には、取引の相手方に対してこの金額をもって支払うようなことにはいたしまして、家畜商の信用力の補強にいたすことを目的としておるわけでありまして、この金額を預ける場所といたしましては、第三者で、確実なところであつて、また組織的にも全国的に組織がございますもの、事故のありました等の場合に取引戻す場合等の便宜もございまして、この供託所に供託することとしたしておるわけでありまして。

○山田(長)委員 全国の取引業者の実態というものは私にはよくわかりませんが、取引がなされているものと思つておれば、取引は、せりによるか、金額を明らかにした入札の制度によつてきめられるのか、大体二通りの方法だろうと思つておる。今おっしゃられるのは、おそろく取引法に従わない形の取引のことを言われるんじゃないかと思つておる。全般的な取引の実態というものは、この機会に明らかにし

る。この改正の内容を見ますと、旧来の法律の中に設けられなかった種々な問題が含まれておるわけでありますが、聞くところによると、この家畜商法の改正については、この春は原案として五万円の保証金を積ませて、この五万円の保証金がなければ営業をさせないというような方針のようでありましたが、それが今回の法案を見ますると二万円に減額がなされておる。何を根拠として、五万円という金額をきめられておったものが二万円に減らされたものか、まず最初にこの点から伺ってみたいと思っております。

○保坂説明員 たいまお尋ねがございましたのは、家畜商法の改正案の中におきまして、今回、新たに、家畜商が免許を受けるにあたりまして、営業保証金を、一人の場合におきましては二万円、さらに同一人につきましては人数をふやします場合には一万円保証金を供託することの規定を設けたわけでありますが、保証金をいかなる額にするかということにつきましては、検討の経過におきましては額については、二万円といたしましたわけでありますが、二万円といたしました理由は、通常、家畜の取引におきまして、たとえば和牛の取引というようなケースにつきましては、検討いたしました。最低なもので、子牛の取引価格は過去六年間におきまして大体一頭当たり二万一千円程度に相なっております。なお、家畜

商の営業の形態におきましては、和牛等については子畜を農家に委託して、それを成畜になりましてから農家から買った買受けるような場合に交換差金を交付するような取引形態がございますが、これらのものにつきましても、過去七カ年間の平均を検討いたしましたも二万円と相なっております。なお、それらのことと家畜商の負担能力等を総合的に勘案いたしました二万円ということにいたしました次第でございます。

○山田(長)委員 この価格がきめられるにあたりまして、実はこの春価格が五万円という金額がきめられたときに、陳情等がなされて、正式に五万円でのこの価格を設定して発表すべき段階であったのが急に二万円に変更になった。一体五万円という価格は何を根拠として当時きまったのか、この点がどうも不明確なんです、明らかにしてもらいたい。

る。この改正の内容を見ますと、旧来の法律の中に設けられなかった種々な問題が含まれておるわけでありますが、聞くところによると、この家畜商法の改正については、この春は原案として五万円の保証金を積ませて、この五万円の保証金がなければ営業をさせないというような方針のようでありましたが、それが今回の法案を見ますると二万円に減額がなされておる。何を根拠として、五万円という金額をきめられておったものが二万円に減らされたものか、まず最初にこの点から伺ってみたいと思っております。

てもらいたい。

○保坂説明員 家畜の取引につきまは、家畜の種類別に若干態様を異にいたしてありますが、その主要な地位を占めます和牛等の取引におきましては、産地におきましては、農家が産地家畜市場に出場いたしまして、それが市場において取引される形態が非常に多い割合を占めておるわけでございますが、その後肥育地帯あるいは消費地に近づくに従いまして、集散地の市場なりあるいは消費地の家畜市場におきまして、家畜商が買い集めましたものが、また家畜商が取り集められたという形態で取引される形になっておりますが、それらのものでございまして、家畜市場を通ずるものは、明確な統計がございせんが、五〇％程度に相なっておりますと思ひますが、その他のものは個々に家畜商で庭先で取引されるというように形に相なっておりますと思ひます。また和牛以外のその他のものにつきましては、家畜市場に出場する実績は、現在の段階におきましては、和牛等に比べまして非常に率が低く相なっております。

○山田(長)委員 そうしますと、この供託金というものは、庭先等の取引あるいは市場における取引等と不良だと思はれる取引がなされたと思われ、あるいはその場合に金の支払い等がなかつたときに、この供託金の二万円というものを充てるんだ、こういうお考えのように感ずるのであります。私は、今日の取引等を地方で見ると、農家の人も、現金を支払ない限りは牛でも豚でも渡しておらぬと思うのですけれども、中には、信用等があつてその取引がなされ

たとしても、その場合において農家の人に御迷惑をかけるような場合が全然なきにしもあらずという感じがしますけれども、この場合における保証と見られるように思われますが、そういうふうな解釈していいですが、この供託金は。

○保坂説明員 御指摘のございましたように、取引におきまして現金決済をする場合以外に、一部前渡し等をいたしますとか、あるいは資力が少ない等のために多少代金の支払いが遅延をいたしているというような事例がございまして、そういうような場合に、信用力が少ないために支払いができない、相手方に迷惑をかけたというような場合におきまして、相手方がその代金のために取り戻してこれを充てるということには、御趣旨の通りであります。

○山田(長)委員 その場合に、相手方はいかなる手続で、この金を供託している人に対して請求する権能が生まれてきて、それで取る方法としてどういう方法をとるのか。

○保坂説明員 取引の実際の場合におきましていろいろ紛争が起こる場合もあると思ひますが、お互いの示談で支払えないことを家畜商が確認をしまして一定の手続に基づいて請求いたします場合と、紛争がございましてやうな場合には、裁判所の手続を経て確認をした上で供託局から取り戻しをするというふうに相なると思ひます。

○山田(長)委員 どうも、二万円の金を取るために裁判手続をして、へんびなことから出向いて行って、供託金の中から取り取るために農民が訴訟を起こすというやうな場合には、二万円ぶん経費もかかることとすし、二万円

のためにそんな争いをしなければならぬということになるわけですから、もつと何かの方法はないものなんでしょうか。

○保坂説明員 家畜商と取引の当事者と非常に紛争のありますやうな場合におきましては、やはり第三者である司法当局の確定したものであるということにこの場合は相なるわけでありまして、この点について御指摘のやうに若干経費あるいは手間というやうなことがございまして、この保証金を預ける場所といたしまして、最も信用確実で、また各地にわたつて供託なり支払いの手続なりの組織を持つておりますというやうなことを考えますと、第一義的には、信用が確実な第三者だということ、國の機関ということにいたしたわけがございまして。

○山田(長)委員 この点が私はどうも了解できないのですが、十五億の金を集めるのはいいが、集めてそれがその地方々々に供託をされておるといふことになるわけとす、ずいぶん手数のかかることで、供託がなされて、しかもそれが何らの用をなさぬやうな形における金の集め方のやうに思われるのですけれども、これは将来、今度の場合はこういう形で供託はさせるが、次の段階においては一定のところにその金を全部集めるといふやうな契約がなされるものじやないのですか。その点いかがです。

○保坂説明員 相当な金額を有効に活用するとか、いろんな観点からの御指摘かと思ひますが、現在の段階におきましては、そうした金額を、先ほど来申し上げましたやうに、信用力——これは事故がありました場合には確実に

支払えるという保管をいたさなければならぬとすし、それらの点から考えまして、現状で別にこれを預けておくというやうな適当な方法については、その組織が具体的に見当たりませぬので、将来問題としては御指摘のやうな点についてはなお研究の余地があるかと思ひますけれども、現状におきましては、供託所に供託するということが一番よからうという結論に達しておる次第でございまして。

○山田(長)委員 私は、これらの金は、でき得ることならば、地方の連合会の組織のあるところがあつたわけですから、連合会等で保管をさせるか、この監督はむろん県当局でやる必要が起つてくるわけでありませぬけれども、そういう形で有効に使う方法があるのじやないかと思ひますが、これらのことについては当局ではお考えになつたことではないのですか。

○保坂説明員 ただいま申し上げた通りであります。家畜商の組織は、府県ごとに法人になつております。また、法人になつておらないもの、合資せまして、一県程度を除きましたは県単位の組織があるわけがございまして、現状におきましては、それらの問題は、家畜商の信用力の補強の問題等もありまして、非常に強固な組織であるというふうには必ずしも考えられな点もございまして、資金の運用その他の問題につきましてはいろいろと研究をすべきことがあるかもしれませぬが、今後その点については十分研究していくことにいたしたいと思ひます。

○山田(長)委員 せつかく保証金という形で納められても、営業保証金と

部を供託所に積んでおくというだけで、しかもそれが取引上を思ひしからざるものがあつた場合においては、この金を下げて農家の方にやるんだというふうな御意見のやうでございませぬけれども、この点は私はもつと有効に使用されるやうな形でこの保証金を生かしていくことが考えられてしかるべきだと思ひますが、この点は私の考え方でありませぬから、どうぞ当局で一つ御研究を願ひたい。

次に、三条の一の中に、「家畜の取引の業務に必要知識を修得させることを目的とする講習会」を開くという規定がございまして、これは、講習会を開いて、その課程を修了した者に免許状を出すように思われるわけでありませぬが、この免許状については、旧来仕事をやつておられる人たちに對してはむろんこの講習会の課程を修了させるものと思ひますが、それ以外のことも、ただ講習会の課程を修了させることだけが許可の対象になるのか。私は、この講習会をやるという意図は、やはり国家試験をかける内容を持つておられるものではないかと思ひます。これは、この点は、旧来やられておられる人たちに、あるいは今後やられる人たちに国家試験等はかけないものか、ただ単なる講習会で終わらせるものか、この点が条文によりまして不明確ですが、どうですか。

○保坂説明員 今回の改正で考えておりますことは、ただいま御指摘がございまして、家畜商に對しては講習会を開いたしまして、知事その他を修了した者に對しては免許を与えるというやうに考えておるわけであ

りませんが国家試験というようなことは現状では考えておられないわけであります。業務が比較的単純である点もあると思いますが、講習会におきましては、法令関係の制度の問題なり、家畜の資質の見方の問題なり、衛生の問題なりを実際の学課あるいは実習につきましても修得をするということによって、比較的短期な講習を実施することによって、現状よりはるかに資質の向上をはかられるというふうに考えておるわけであります。

また、御指摘のございました、現在家畜商の免許を得て、仕事に従事しております者につきましては、今回の改正が行なわれました後におきましても、講習会を全員受けることによる免許を与えるという建前をといたしましては、現在免許を受けている者につきましては、その講習会が行なわれて免許が与えられるまでの期間、一年以内は仕事に従事することができるとおいておるわけでございます。それが一つ。

もう一つは、修業試験を終了されたあとやめるのかやらないのか。これは、ただ聞きっぱなしで、講習に行つて居眠りをしてしまうような場合があるかもしれない。そういう場合、ただ講習を受けただけでそれで終わってしまうのだということであれば、何も意味をなさぬような、感じがあるのですけれども、この点はどうも不明確ですが、い

かがなものです。か。お尋ねの第一の点は、一年を経過した後に講習を受講しないにいておると思ひますが、現在の家畜商におきましても一応今回の講習を受けることを前提としておりますので、講習を受けずに一年を経過したてしまひました場合には、家畜商としての業務に従事することができなくなるわけでございます。

お尋ねの第二は、講習会の結果についていかような確認をするかということであるかと思ひますが、講習会につきましては、もちろん講習会を修了しては、それらの首について試験に合格しなければ免許を与えないというような考え方はおられないわけでありますが、講習を修了したことについてその結果を、確認する意味において、簡単な口頭程度の試問なりをするというふうなことにいいては、実行する場合において十分検討して参りたいというふうに考えております。

○山田(長)委員 たいだいまのお答えによりますと、やはり講習会の修了したあとというの簡単な試験を課す、こういうことですね。考へているということだけではなしに、やはりこれは私に端的に申し上げるわけですけれども、これはたいてい講習を受けただけではだめだと思つたのです。結局講習会の課程を修了したというけれども、これだけでは意味がないと思つたから私は再度伺うのですけれども、これは結局簡単な試験を課したものに合格しなければだめだ、こういうことなのですね。

過程では、試験に合格した者でなければだめだというふうなことにいいていろいろ検討をいたしたわけでありますが、そのことについて画一的に試験で合格を決定して振り落とすというふうなことにいいては、いろいろと反対の御意見もありませんので、講習会にいては、講習会の修了を確認し得る程度の口頭試験といひますか試問といひますか、そういうふうなことで確認をするというふうな程度にいたしたらどうかというふうな考へておるわけでございます。

○山田(長)委員 そうしますと、筆記試験はやらぬが口頭試験はやる、こういうことだと思つたのです。この点は間違いないですね。○保坂説明員 実行の場合にあたりまして、御意見の御趣旨のありますような点を十分達成できるような方向で考へていきたいと思います。試験に合格しなければいけないというふうなことで試験制度をとるといふような考へ方はいたしておられないわけでございます。

○山田(長)委員 どうもこの点が不明確なのですけれども、そうすると、口頭試験はかけるけれども、この試験が受かるか受かるまいが、講習会を受けた者については営業させるということなのですね。○保坂説明員 講習会の内容は先ほど申し上げたような内容でございますが、その年令等のいろいろな関係がございます。修得の程度にはいろいろな差があると思ひますが、講習を非常に休んだ、半分以上休んだとか、特に問題となるような場合以外は、大体講習を受けておれば免許を与えるというこ

とに考へていきたいと思います。○山田(長)委員 どうもなかなか御答弁に苦勞しておるようでありまして、やはりこれは家畜商の取引をやつておられる人にとつては重大の問題でありますので、このことについてはかなり戦々きよきようとしておるわけですね。これは、家畜取引の人たちの中には長い経験を持ちまして、毛並みを見ても、あるいはまた太り具合を見てもその牛や豚がとつておる栄養までも判断されるなかなか熟練の士があるけれども、一たび筆をとらしたり文章を書かしたりしなす、なかなか思つたようにこなし切れない人がかなりおると私は思つたのです。こういう人たちにとつては、この試験制度によつて営業の道を断たれてしまうのではないかと考へるので、かなり苦勞しておる人たちがあつたわけですね。

そこで、今御答弁によりまして、口頭試問でもないし、それから答案にはかなりの差があると思つけれども、休まずに講習を受けるならば、その人にはみんな免許を与えるんだ、こういうことのようにありますけれども、さしあたっては、旧来やつておる人たちの保護もありまして、そういうことで考へられると思つたのでありますけれども、將來は、これが一年たち二年たち三年たつちにはやはり口頭試験から筆記試験までもかけるようになる印象を受けるわけですけれども、この点は当局のなかなか言ひ得ないところだと思ひますけれども、もう少し親心を持つてこれらの問題についての方途を援くべきではないかと思ひますけれども、この点についてはいかに処理されるのか、もう少しお答えを願ひたいと思ひます。

○保坂説明員 御指摘のように、現在家畜商として仕事をされておる方々の商権の保護というふうなことにいいて重大な支障が起るようなことのないように考へて進んでいきたいと思います。將來筆記試験にかえるようなことにつきましては、現在の段階をいたしましては考へておりません。○山田(長)委員 この際だからさらさら何つておくのであります、実は試験制度というものは過去においても設けた事例があつたのでありますけれども、過去において設けた試験制度というものは、過去に比べておるものは、それじゃどういふつもりでやつてどうしておやめになつたのか。やめていたこともこの際明らかになつておりました。お尋ねの点につきましては、私も当時の事情についてさまざまからかでありませぬし、局に参りましたら、過去の事情並びにその理由についてはたいてい間違ひなくの確にお答えすることができないことをはなはだ残念に思ひますが、御必要がありましたら後刻調査してからお答えさせていただきます。

○山田(長)委員 たいだいまの参事官の説明だけでなく、やはり、過去における試験制度をどうしてやむやみに止めたか、当時試験を課しておきながら、試験をかけるられないでもなかつたか、試験をなす得る状態が発生しておると思つたか、当時試験を課しておきながら、試験をかけるられないでもなかつたか、どなたか御存じの方はないですか。やはりこの際明らかにしておかなくてはいかぬと思つたのです。○保坂説明員 たいだいま申し上げたよ

の知識、経験が十分である方々ももちろぬおられるわけですが、今回の講習会を受けた者について免許を与えるというこの場合に、それらの経験者、実質的に、経験が十分の方々と、昨今免許を受けられて経験が不十分である方々と、その間について一年間の経過規定はありますけれども、その後におきまして家畜商として免許を与えることにつきましては、今回はその質的な優劣や問わず一応講習会を受けるというところで免許を与えるという考えに立っておるわけでありました。

○野原委員長 速記を始めて。
山田長司君に対する政府側の答弁は保留いたしまして、午後零時三十分から再開することにします。
暫時休憩いたします。
午前十一時四十分休憩

午後一時六分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案、家畜商法の一部を改正する法律案、案に対する質疑を続行いたします。山田長司君。

○山田(長)委員 午前中に引き続きまして局長にお尋ねするわけですが、実は午前中の答弁にふに落ちない点がありますので、もう一度伺っておくわけです。

今回の家畜商法の一部を改正する法律案の三条の規定の中に、「講習会の課程を修了した者」ということが規定してありますので、このことについて午前中伺ったわけでありました。それで、この取引の業務に関する講習会の場合には、口頭試験も別にやらないし、それから筆記試験もやらないが、とにかく講習を欠席なしに修了した人に対しては一応免許を与える、こういうふうな意味のことをおっしゃられたわけでありました。

○山田(長)委員 前に試験を通った人はやはりこれは通っておるのですよ。前に試験を通った人が免許制度に切りかえられた場合、その人たちに對して何らの特典がないということはおかしいじゃないかというのですよ。幾ら世の中の変遷といえども、世の中にそんなばかばかしいものはないですよ。日本の中の試験制度においても、前に試験を通ったのが御破算になって、また試験をやるぞ、そんなことをされては、そういう仕事をやっておる人たちは情熱を失うじゃないですか。

○野原委員長 速記をやめて。
〔速記中止〕

る近代化して新しく免許の必要も起つておるわけでありまして、さらさら講習を受けることは差しつかえない、また受けなければならぬ性質のものでありまして、やはり戦前に試験を受けて通った人に対しては何か特典があつてしかるべきではないかと理由なんでありまして、その点について明確に御答弁がなされたので、戦前における試験を受けて通った人たちに對しては、今度の法案を審議するにあつても一考あつてしかるべきではないかと私は思つておるわけでありまして、その点についてどういふふうな考え方であるのか。

○森(茂)政府委員 私、まだ就任二カ月でございますので、ベテランの先生方にいろいろ今後御指導をあずかりたいと思つておる。

ただいま御質問の講習会の問題でございますが、お話の通り、立法の過程におきましてもそういう説があつたわけでございます。ただ、この制度をしくにつつまして、いろいろな方法があるわけですが、新しく特別な免許制をとる、免許制の内容を變えていくという場合に、従来のものの既得権は認めるという事例も相当あります。今回こういたしましたのは、御承知の通り、この二、三年非常に畜産の事情が變つておりますので、こういうふうな奨励的といえますが、十分最近の知識も知つていただく、こういう意味で、むしろ、義務ではございますけれどもレベラを上げていく、こういう意味で講習会制度を義務としたわけでありまして、人によりましては、むしろ講習する人より講習される人がある部

面では権威者であるという場合もありましようし、戦前の試験を受けて自尊心の問題もあると思つておる。従いまして、私もこの条文に取つ組みましていろいろ考へておるわけでございますが、内容といたしましては、ハイ・インテンシブに非常な目まぐるしく進んでおりますので、そういう講習を受けるべき課程を二、三分類しまして、高い知識の人が聞いても非常に最近の情勢としてはためになる、こういう講習の種類といたしまして、講義といふ少くとも二つくらいの種類を設けて、最近の變遷する畜産事情あるいは衛生事情等も承知していただく、こういう意味で、種類を分けて相手方の希望によつて受講させてみる。こういうことで考えております。

○山田(長)委員 變転目まぐるしい状態というのは、私は畜産の世界だけだとは思いません。近代医学の場合においても、これは戦前・戦後の近代医学なんというものは想像以上にやはり變化してきておると思つておる。そういう一つの事例を考へてみても、これはお医者さんでも戦後新しい講習会あるいはその他の近代医学に對する知識の普及はやるでしようけれども、やはり、戦前における試験を通じておる人に対しては、これは別に新たな試験を課しておるわけじゃないのですよ。やはり、それ相應に、家畜の取引をして

いる人たちに、戦前農林省の省令に従つて各府県で試験を受けておる人たちがいるわけですから、その人たちに對する優遇の措置というものが全然考へられていないじゃないかということをお

私は伺つておるわけなんです。この点今度の講習会も、今は口頭試験とかあるいは筆記試験は課さないというけれども、だんだん日がたつて従つて、私は試験を課していく時代になると思つておる。そういう点について、やはり戦前における特権は何か認めてやらなければならぬ。講習会はむしろ受けることは必要でありましようけれども、やはり現時において講習会の権威ある試験を受けておる人たちが講ぜられなければならぬはずだと思つておる。これらの人たちに對する方が講ぜられなければならぬはずだと思つておる。全然それらの人たちは無視されてしまつておる。今度の講習会を受けなければいかぬ、それを受けなければ一年たつたら營業はできなくなつてしまふ、この点の問題なんです。いづれも御年配の方がおられるわけなんです。講習を受けなければ一年たつて仕事ができなくなつてしまふというのでは大へんだから私は何つておるわけなんです。何らかの特典はないものかというので

○森(茂)政府委員 お話の趣旨はよくわかりました。従いまして、そういう人たちは、特に戦前の試験を受けておられる方については、運用上簡素な方法をやつていきたいと考へておる。

○山田(長)委員 それは、ちよつと理事だけでも集まつて相談してもらつて、何かこれの方途を考へられませんか。
○中馬政府委員 ただいまの山田委員の御発言はごつともでございますが、講習の課程において、たとえ全講習科目を終了しなくても、その中の八割とかあるいは七割とかいうことを

具体的にきめまして、戦前試験を受けた方は、戦後免許を取った人に比べて講習の内容を減らす、あるいは少なくするというところで運用して参りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山田(長)委員 実はいまだあとで伺おうと、思っておったのですが、大体、講習会の日とか時間とか、あるいは科目とか、そういうようなこともおそろくおきめになられることだと思っております。ですから、そういうことがわかれば今の政務次官の御答弁も了解ができるのです。たとえば、出席日数は、一週間講習会が開かれたら、そのうち二日とかあるいは三日ということ

が明記されていて、前の試験を受けた人に対する優遇の道が講ぜられるのだということになれば、これは了解ができるわけですが、まだ試験の日数もきまっていなければ試験の講習科目もきまっていない。そういう点が少しずさ

んではないかという気がするのです。その点がどういふふうな形で話が進められているものか、このことがわかっているならば伺いたい。

○森(茂)政府委員 すでに戦前に試験を受けた方で、相当各般に通じておられるような、そういう、方につきましては、戦後相当法令が出ておられますので、最近におけるそういうような関係法令などを中心として受講させることにいたしました。家畜衛生その他については十分習得しておられる方だと思

いますので、そういう点は受講を免除する、こういうことで御指摘のような方々には運用上でそういうことをやっ

ていきたいと思っております。
○山田(長)委員 政務次官の先ほどのお答で了承できるような気がする

のですけれども、それが何らかの規定を設けられずにあるとすれば、これに意味をなさぬことになるので、その点について伺いたい。

○中島政府委員 この講習会は一回きりのものでございますから、すでに試験を受けた方に対する講習会というのは、この法律が施行されてから一回だけあるわけでございますからして、あとで試験がむずかしくなるとかあるいは筆記試験があるとかいう心配は全然

要らないと思っております。従って、今後数年にわたって講習会があれば、これはいろいろ変化もありましようけれども、さしあたりの講習会におきましては、必ずだいたいお約束いたしました通り

運用の面で講習の日数を減らすとかあるいは実地の方は若干減らすとかいうことで間違いがないようにいたしたいと思

います。
○山田(長)委員 今の問題については大体了解しましたが、そこで、やはり明確な規定をどういふ形で残しておく必要があると思っております。その点御配慮願いたい。

それでは、次に伺います。取引業者は、今度の規定によりますと、帳簿を備えつけなければならぬという規定になつておるようでありますが、帳簿の書類の検査をされることになるわけでありますが、帳簿の検査というものはいかなる内容を必要とされるのか、この点もかなり問題があると私は思う

のですけれども、どう考えますか。
○森(茂)政府委員 帳簿の記載事項といたしましては、取引の年月日及び場所、家畜の種類別の取引頭数、取引の相手方の氏名、取引従事者の氏名など

○山田(長)委員 これらの問題には、むしろ業務従事者というものが関連が生じてくると思うのであります。業務に従事している人がかなり、大勢いるところができてくると思うのでありますけれども、従事者の仕事の範囲というものはどういふ範囲か、どういふ仕事の従事者が営業するに

ついて保証金として一万円を追加して払う対象になるか、この点を明確にしたい

○森(茂)政府委員 たとえば株式会社などで庶務、文書関係の方はその対象にいたしておりません。実際上実質的な内容を見まして、会社で多くの場合は業務部に属し、かつ常に取引の第一線として従事されておる方

でございまして、庶務、文書、人事その他そういう取引の実際には直接関係しない方は対象といたして

○山田(長)委員 大体、今の答弁で、従事者の種類というものが、仕事の内容が明らかにになりましたが、そうしますと、今日の会員に属する人は七

五千人から入りますと、これはおそれ八万人くらいの間になるのじやないかと思つておるのです。その点の明確な数字が当局でおわかりになるかどうか、それらが一軒のうちで三人ないし五人というようになると五万円に払う、それから家畜商の人が一人二万円ということになると、一軒のうちで場合によると六万も七万も払わなければならぬことになると思つておるのです。こういう金額を全部勘案しますと、おそろく十六、七億の金になるのじやないかと思つておるのですけれども、この金も、た

だばく然と供託局に積んでおくということだけでなくて、何かもつと意義のある方向に使うことは当然私は政府当局としても考える筋合いのものだと思

うのです。何かこれについての原案等をお考えになつておられるのかおられないのか。

○森(茂)政府委員 現在の家畜商の数は、四月一日現在登録いたしてありますが、四月一日現在登録いたしてありますが、実際に家畜取引に従事しております者として想定されますのは六万五千人であります。現在の家畜商の営業形態に

ついて申し上げますと、大部分が個人企業にすぎませんが、個人営業の使用人の有無について見ますと、その九八

%は使用人を持たない全くの個人でございまして、また、家畜商の兼業状況を見ますと、その八〇%が農業を兼業して

おる場合が多いのであります。取り扱

すれば積極的に利息の運用については指導して参りたいと存じます。
○山田(長)委員 ちよつとあなたのお答が理解できないのですが、供託をされたものに対して今あなたのお答は利息がつくような御答弁だと思

う。私は、今度の場合における供託というものは利息などつく筋合いのものではないし、つかないと思つておるのです。この点もつたないと思つて何か有効な使用の方法は考えないかということ

を聞いておる。この点どうですか。
○森(茂)政府委員 本法の十条の三

の二項で「前項の営業保証金は、農林省令で定めるところにより、国債証券地方債証券又は農林省令で定めるその他の有価証券をもつて、これに充て

ることができ」ということでありまして、現金で供託した場合は二分四厘の利率であります。国債等で供託した場合はその国債の利息が供託者に

戻つてくるわけでありまして、そこで、自主的に家畜商が都道府県単位で取りまとめてやるという場合は、この国債の利息の運用につきまして、御指摘のような御希望があれば、政府といたしましても積極的にそれが活用されるよううにいたしたい、こういうこと

い、それをつつみな利用しようじやないかということになりますれば、商工中金の証券を供託いたしました、それから生ずる利子につままして、受取る際に団結して受け取っていただいで、そうして団体活動の有効を期するこういう意味で申し上げておるわけでありませう。

○山田(長)委員 たいだいま申し上げたようなことはこの規定のどこにもうたわれていないわけですよ。そうすると、この十条の六の規定というものは、ここで家畜商はその住所に納めて供託するようにならなっていると思うのですけれども、そうじゃなくて、団体で出せるということになるわけですか。

○中馬政府委員 私もこの法律をいろいろ検討いたしましたところが、ただいま御指摘のあるような問題点が出てきましたので、実は先般米調査いたしましたので、現金を供託する場合は二分四毛という利率がつきます。ところが、昭和三十四年だと思えますけれども、全国の旅行あつせん者の団体から当時の政府に陳情がございまして、現金以外で国債または政府の保証する公債等を供託する場合は、そのまま公債に利子がつきませんからして、その利子の方が六分五厘という高い利子であるから、この国債または公債でも供託をしてほしいじゃないかという要求がございまして、一昨年法律の改正があつたことを記憶いたしておりましたので、そこで、この家畜商法の供託金の場合でも、現金または国債あるいは公債ということに相なっております。それは公債の場合には利子が高うございます

から、その利子はそのまま納めた供託者に返つて参ります。たいだいま局長の申したのは、もしそういう団体の方々も利息を運用してこれを家畜商の健全な発展のために使いたいという民主的な決議とかあるいは申し入れ等があれば、そういう手段も残つておる、こう言うたわけでございます。農林省の方で積極的にこの資金をカ所集めて運用をするという意味ではございませぬ。

○山田(長)委員 たいだいまので了解しました。そうすると、この金もかなりの巨額に上りますが、この金の運用等については、自主的に各府県の意向で、それが業界の発展のためあるいは家畜商の商取引円滑化のために使用するという場合は、これが何らかの形で使用することができるといふことになるのですか。

○中馬政府委員 それは、そういう団体または個人が相集まつて民主的にそれを運用して使いたいというときには、いろいろ案がございまして、農林省としてはそれに一つ御協力を申し上げたいというわけでございます。あくまでもその利息というものは個人に返るのが当然であります。

○山田(長)委員 そうしますと、たいだいまの政務次官の御答弁では、この規定の中に何らかの加味されてないか、そういうことが加味されてないか、もし通つた場合には、どうぞそういうことに御配慮願ひたいと思ひます。

次に、前国会にこの法案が一応提出をされたときに、農協に対する特典が考へられておつたと思ひます。当時の案

によりますと、農協に關係した者は講習会を受けなくても、あるいはまた營業保証金を払わなくてもこの仕事ができるという規定があつたように思ひます。ところが、今回の場合はそれがうたわれておりませぬ。もちろんうたわれておらないのがあたりまえだと思ひます。何となれば、先ほど局長が申しましたように、変転するこうした畜産業のあり方に対して、だれでもが平等に講習を受けるべき筋合いのものであるからであります。ところが、今度それがうたわれておらないのは非常に悪いのですが、しかし、そんなに急に四カ月から五カ月の間に變化する事情がどうものみ込めないものであります。どういふ理由によつてそういうことになつたのか、一応伺つておきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 農業協同組合は本法の対象にいたしましておりませぬ。

○山田(長)委員 そこで、参考にとつたのであります。第七條の規定によります取り消し等の罰則規定によるものであります。旧米の日本の家畜商の取引上において、法規の違反により取り消し等をされましたところの種類がわかりませぬならば、どんな形で取り消しがなされたか、参考にとつておきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 家畜商の免許の取り消し及び業務の停止を命じた件数は、法第四條第一号、すなわち禁治産者、準禁治産者に該当するということとでやられた者が三十四年度及び三十五年度では個人で七名ずつあります。それから禁錮形または關係法令違反で取り消しまたは業務の停止を命じた件数

は、三十四年度では個人で十三件、三十五年度では一件、それから、法第七條第二項第一号該当、すなわち免許証呈示義務に違反した者は、三十四年度では九件、三十五年度ではございませぬ。一番多いのは法第七條第二項第二号該当、一年以上營業しない場合、この四年度では個人で百六十二件、三十五年度では十二件であります。

○山田(長)委員 そこで、最後に伺うのであります。この法律がこの国会でかりに通りますと、このあとの監督は、旧米よりかなり講習会あるいは帳簿の点検等がなされることによつて、仕事をやつておられる人の内容、質がわかるのであります。これが公平を期する形の検査というか、調べというか、そういうものは県の畜産課が主としてやられるものかと思ひます。上の人がおつと思ひます。その場合に、これらの人々を一律に調べる方法としてやられるのか、あるいはまた抜き打ちの検査をやられるのかわかりませぬけれども、どんな形でこういう罰則規定にのつた調査をやられるものか、参考にとつておきたいと思ひます。

○森(茂)政府委員 やはり、法を守つていただく、こういう意味におきましては、抜き打ちなんというものは特別の場合でありまして、いろいろ家畜商の現況が個人企業が大部分であります。非常に現実になつておるわけでありませぬ。従ひまして、やはり家畜商団体の活動とかあるいは同業者が相寄つて自主的にこういうことを守つていこうということになつていかぬ

と、ただ一方的にさつと行つてお前は帳簿を備えていないでけしからぬじやないかというようない一方的な指導でなく、やはり家畜商団体の良識ある方々の御協力を待つて円滑に実施して参りたいと思ひます。

○山田(長)委員 全体を通しましてこの法の改正の印象というものは、どうも、家畜商一人に対して二万円の保証金、そのくらいの保証ができれば商売をやるなという印象を受けるのです。二万円がそれが足れりというものの根拠は、どうも牛一頭でも五万も六万もする、あるいは十万もする牛もあるというふうなことで、取引上好ましからざる事態が起つたにしても保証のほんの一部にしか達しない金額だと思ひます。しかるに、二万円という金額の決定がどこによつたものか、さつども參事官に伺つたのですけれども、どうも明瞭を欠いておるもので、この点もう一度伺つておきたい。

○森(茂)政府委員 二万円の基礎につきましては前に參事官からお話があつたと思ひますが、いずれにいたしましても、これだけで家畜商の取引の危険がないのだということではなくて、われわれといたしまして、取引の安全に資するということでも、ほかの皆さん方の自主的あるいはいろいろな研修とか、いろいろ農林省でも畜産特技指導員等もふやまして指導していく、こういうことで、この營業保証金だけで、御指摘の通り、事故があつたら安心だということではないわけでありませぬ。そういう信用を上げていくというのにぜひ資したい、こういう趣旨であります。

○野原委員長 片島藩君。

○片島委員 山田委員からだいぶ質問がありましたので、それに関連をしてお伺いしたいと思います。

この法案の骨子となるのは、二万円という供託金、それに講習会、それから、あとは免許を与えた後における帳簿の備えつけという、この三つの柱からなつておると思つております。そうすると、講習会をやるということ、は免許の条件であり、家畜商の資格を取得する条件となるわけでありまして、非常に重要な意義を講習会というものは持つておると思つております。そこで、戦前からの有資格者というか、戦前の試験に合格した者などは特別に取り計らう、たとえば時間は講習の八割とかあるいは講習会の運用によつてとかという畜産局長の話であります。講習会というものがそういう重要な資格免許の取得条件であり資格条件であるというなら、一体、八割といつても、一日や場合には半日出ればいいのかわかりませんが、一年やるのならば八割というこれは大へんなことです。大体期間は何日間かという講習会をやるのか。これは農林大臣が指定した者が勝手にやるんだというなら、ちよつと出ていと言つて二、三時間話をしてあと宴会をやつて帰つてもいいということになる。そうじゃいかぬ。これは重要なことです。北海道では一月やつたが九州ではたった二日ということではおかしい。大体何日間やるのですか。これは講習会の内容に開すること、重要なことです。そうでないといふことか何割ということか出てこないといふことになる。

○森(茂)政府委員 講習会は大別して学科と実習に分けます。学科は一般科目と専門科目にいたします。一般科目では、主として関係法令を中心として、一般商取引に関する基礎知識並びに家畜取引業者として必要な知識を講習いたします。専門科目では、主として家畜を中心とした学科、たとえば家畜の改良、登録に関すること、家畜の伝染病並びに疾病とその判別方法、家畜の悪癖、損傷、家畜の品種等についての知識を講習いたします。実習では、主として専門科目で講習したことを実物の家畜について講習いたしますが、講習日数は長期にわたらず三日程度と考へております。

○片島委員 三日間で関係法令や一般の商取引、家畜関係の法令、それから専門科目、実習をやるわけですか。そうすると、先ほど戦前の合格者には期間などの講習の内容について幾らかあるんばいすると言われたが、たとえば三日のところを二日出ればいい、八割といふことになればそういうことにならぬ。そういうことですか。それじゃ三日間出ていくのも二日間出ていくのも大したことはないじゃないですか。私の方から行けば、稚葉の山の中から宮崎に行つて二晩泊まるのも三晩泊まるのも大したことはない。それは恩典に何にもならないじゃないですか。どういうことですか。

○中馬政府委員 畜産の現在の発展の状況から考へると、当然講習会を受けつてもらった方がいいと思つて、また、戦前に免許を取つておつた人に限つてはむしろ講習会を受けたい人が多いいんじやないかと思つて。しかし、先ほど山田先生の御質問あるいは御要望もございまして、面子とか誇りとかいふものもあるから、戦後五百円の手数料を納めて免許を取つた者と、戦前しつかりした試験を受けた者と一緒ではおかしいじゃないか、こういう議論がございまして、そこに多少の色合いをつけて、たとえば三日のうち二日間だけ戦前派の方には一つ講習を受けてもらつたということでも私どもは考へております。

○片島委員 先ほどの、山田君の質問で、二万円ということが提起されたわけですが、この二万円を供託する。しかし、二万円を、供託させるというのには、ちよつと局長の答弁ではつきりしないのですが、どういふことなんでしょうか。二万円供託させるというその趣旨です。

○森(茂)政府委員 取引に事故が起きた場合には、それを、損失を受けた者の補償に充てる、こういうことでありま

○片島委員 そうじゃ、ないんでしょ。二万円というのは資格を取得する条件になつて居るのです。二万円ぐらゐですが、免許を受けている家畜商は七万五千人とここに書いてありますから、合計すれば十五億円になる。二万円というのは保証としてきわめて微細なものである。それならば、たとえば一カ年間にどのぐらゐ税金を納めておるか、一カ年間の所得税をどの程度納めておるかとか、年間の所得が幾らであるかとかいふ調べ方があるわけですから、二万円はこれは借金で借りてきてから供託するかもしれない。ほとんどの牛一頭が五万も十万もするといふのに、二万円で保証金を積み立てておくといふのは意味がない。それだけじゃないといふことをあなたは言われましたが、二万円というのは意味のないことなんでしょう。わずか二万円ぐらゐで、

何百頭も何千頭も牛の売買をするものがこれで保証をするというふうな考え方ならば、それはおかしい。しかし、提案理由に書いてあるように、家畜商の取引の信用を補完するといふのであるならば、それなら、一カ年間に税金をどのぐらゐ納めておるか、一カ年間のその家畜商個人の所得はどのぐらゐであるか、これはすぐわかります。税務署で調べても役場で調べてもすぐわかることです。もつと明確にこの二万円という根拠が、はつきりしなければ、もし保証をするといふならば、その人の財産調査なんかをやつてもりつぱにそれは保証できる。何百万、何千万という資産を持つておる者もおりまして、よしよし、そんな者が二万円を出したからといつて何とあることではございませぬ。その点、私は、ほんとうに本人の取引信用という問題を看板にするのならば、ほかの方法がある。この金額の点について非常にあいまいであります。しかも、先ほど六万何千人と言われましたが、免許を受けている家畜商は全国において約七万五千人、一カ年以上たつて、一つも取引をしない者が三十四年が百六十二、三十五年が十二、こうなつておりますが、七万五千人からいくならば、それは大した数ではありません。早く言へば、一頭取引をしておつてもかまわぬわけでしょう。一年間に最低一頭取引をしておつてもかまわぬ。そういう者が七万五千人おるわけですから、これに、山田委員から言われたように、実は免許を持たないけれどもも使用人というふうな形でやると、まあ免許は持たなければいかにぬですが、そういう者を入れるともつとふくれるのじゃないか。それが合計して

十五億円になるのです。二万円というまるで意味のない金を供託をさせておいて、しかし積み上げてみたならば十五億円は大した金です。農業近代化資金の一分の利子補給が大へん農林省は大きな額をしておられる。あれは一分です。それから一億八千万の十倍になる十五億円というものを供託局に遊ばしておいて、何にも使わない。先ほど局長は、何か国債利子をどうとかしてと言われたが、人の利息をあてにしてそんなことはできるもんじゃありません。公債の利子は、あれは供託した個人の所有権に属するもんです。しかし、これはあくまで、例外であつて、原則は現金です。旅館協会とかが何とかした例があるから、例外としてこれは認めたといいのが政務次官のお話ですが、わずか二分四厘で十五億円といふものを年がら年じゆう七万五千人のうち百人ぐらゐやめた者がおるといふことですが、百人やめればまた百人入るであつたから、年がら年じゆう何十年間も十五億円を遊ばしておいて、しかも一人から集めた二万円といふものは、何らの意味もない二万円です。この点が私ははつきりしないのですが、どうですか。

○森(茂)政府委員 現在の金額の点でございしますが、金額が多ければ多いほど保証される保証力が強くなることはもちろんであります。ただ、現在の状況といたしまして、個人がほとんどでありまして、年間一つの取引で一頭あるいは年間何頭もやる人もおりませんが、非常に零細な資力である方が割に多いわけでありまして、最低限度の額を算出したわけでございます。

○片島委員 保証金という意味だとい
うお話であります、本人の保証能力
という点から言うならば、かり
にこの二万円を借金をして供託をした
という人は、非常にこれは困つておる
人で保証力のないような人でしょう。
五万も十万もあるいはそれ以上も損失
を与えた、しかし、二万円の供託金を
しなくても一カ年間に数十万円ある
はそれ以上の税金を納めておるとか、
あるいは固定資産をどのくらい持つ
ておるとかという人の方が、実際は二
万円を借金して納めた者よりも保証能
力があるのがあるわけなんです。だか
ら、この二万円というのは、合計すれ
ば十五億円という大へんな金になる。
しかし、何のためにこの二万円を取
っておるかということが明らかになら
ぬじゃありませんか、あなたの今の御
答弁では。

○森(茂)政府委員 実情を考慮して金
額をまあこの程度ということで最小限
度を押えておる關係上、先生の御指摘
の通り、金額が少なければ保証になら
ぬじゃないかということですから、
も、そういう現在の家畜商の実態から
言いますと、最小限度の程度ならば
ということでは二万円というのをとつ
たわけでございます。御指摘の点は十分
よくわかります。

○稲富委員 ちよつと関連して。
ただいまの片島君の質問に関連しま
して、この供託保証金の問題でお尋ね
したいと思ひます。
元來、この保証金を供託させるとい
う政府の法案の趣旨は、その家畜商の
資格を与えるための目的であるか、あ
るいは取引の相手方に対して保護を与

えるためのものであるか、この点がま
ずはつきりしなくちゃいけないと思
うのです。それで、もしも保証金を供託
させるといふことが、取引の場合に相
手方に損害を与えた場合にそれに対
して損害の補償をする、こういう意味
の保証金であるか、ただ資格を与えるた
めの保証金であるか、この点をまず
つきり承りたいと思ひます。これはど
つちなんですか。

○森(茂)政府委員 資格を与えまして
そして相手方に対する信用をはかる
ということでありませう。
○稲富委員 そうすると、家畜商の取
引の相手方に保護を与えるということ
は、供託をしたことによつて家畜商の
身分について信用を与えるということ
であつて、損害を与えた場合は物質
的な保護を与えるという意味じゃないわ
けでございますか。

○森(茂)政府委員 一部は物質的な保
証を与えることになりませうけれども、
これによつてその損害を全部まかな
うのだということではありませぬ。
○稲富委員 そうしますと、この物質
的な保護を与える場合は、その供託金
の中から返してやる、こういう意味で
ございませうか、どうです。
○森(茂)政府委員 その通りであり
ます。

○稲富委員 そうしますと、損害が二
万円以上にもなつた場合、二万円以上
返した場合はもちろんその人は今度は
資格がなくなるわけでしょう。金額が
二万円以上になつた、その場合はどう
なんですか。そういうこともあり得るわ
けなんです。その場合はどうするか
ということ。資格がなくなるわけ
です。それが二万円以内でも、二万円を

限度としてあるならば、家畜商は一
万円を返したときは二万円納めてない
か資格がないということになる。そ
ういふ場合はどうなんですか。
○森(茂)政府委員 こういう制度に
よりまして、そういうことがないよう
に予防的効果を相当ならつておるわけ
であります。御指摘のようにそういう
事例が出ましたならば、その免許権が
なくなる、こういうわけでございます。

○稲富委員 その点をつきりしな
ければならぬ。私は、供託の意味とい
うのは、損害を与えた場合には当然補
償するといふのでなければ供託の意味
がない。ところが、損害を生じた場合
許を取り上げるのだ、これは供託を
する意味といふものがつきりしない
じゃないですか。その点は、あるいは
そういう損害を与えた場合は、さうい
う供託をした団体が持つのであるか、
あるいは個人がその損害に対する補償
するのであるか、こういう点を明確に
しなければ、私はこの保証金を供託
するという意味といふものがないと思
う。この点を明らかにすること
が、この法律を改正する非常に重点
であると思ふがどうお考えになります
か。

○中馬政府委員 先ほど局長がお答
えいたしましたように、一部の保証とい
う点もございませぬ。たとえば、今御
指摘のあつた、損害を与えて、もし
供託金を返還を求めて免許を取り上
げられた場合に、その家畜商はあつた
生活に困るでしょうからして、そこ
で、そういうことがないように、他に
金融の道を講ずるとか、あるいはさう

いう損害を相手に与えないとかとい
う工夫をすることによつて、家畜商の
地位が向上するものと思つております。
○稲富委員 しかし、こういう事例は
あることなんですよ。家畜商が取引
において損害を与えたといふ問題が起
る、そういう場合に供託金があるから
幾らでもそれを払うということにな
りますと、たとえばこれは五千円であ
つても千円であつても、二万円に足ら
ないことになりませぬと資格がない
ことになるわけなんです。あなたの方
で今おっしゃる通りに、家畜商の免許
を取り上げるということになると、次
々に免許を取り上げられる人が出て
くる。こういうような人たちに對して
どのようにお考えになつておられる
か、この点がつきりしなければ、私
は非常に不安なんじゃないかと思ひ
ます。

○中馬政府委員 今の二万円という金
額は、物的保証といふ意味から言へば
少のうございませぬけれども、今までの
五百円という手数料で、もしさうい
う事故があつた場合においては、債務
者としては、いかようにもできません
ので、今までも相当以上の効果があ
ると思ひます。
○片島委員 それは、今のあれで言
いますと、補償するためのものである、
こういうことなんですよ、補償をする
のが目的であるというならば、今言
つたように五千円、二万円相手に損害
を与えた場合には、即座に余裕なくも
すぐそれを振り向けられますか、それ
とも何か月間余裕があるわけですか。
ちよつと待つてくれと言つても、お前
の方は供託金があるから待たぬで、こ
れから払う、払つてしまつたから免許

を取り上げる、こういうことですか。
これはやはりつきりしておかないこ
とには、法律だもの、いいかげんに運
用されたんでは……。
○森(茂)政府委員 いろいろ御指摘
のようでございませぬが、供託額が不足
した場合は、すなわち、不足額は依然
として支払いの義務があります。その損
害をかけた相手方に払う義務がある。
さういふことで、御指摘のように、五
万円なら五万円の損害をかけたも、二
万円じゃ保証できないじゃないか—
二万円取つてもまだ三万円は損害をか
けた人に義務があるわけでありませぬ。
その不足額はもちろん支払いの義務が
ありまして、結局保証金として二万円
をはかから持つてきて充當しない者に
對して免許の取り消しなり事業をや
ることを停止する、こういうわけ
でございます。

○片島委員 二万円のとときに、先ほど
稲富委員からあつたのですが、かりに
一万円の損害をかけた場合には、その
損害を受けた人が申し出ると、即座に
さうなるんですか、供託金の方から
それは与えるのですか。
○森(茂)政府委員 即座ということ
でなくて、供託法の手続によつて始
められます。
○片島委員 それは余裕期間というも
のはないのですか。たとえば、ちよつ
と待つてくれといふのに、もう払え
言つたら……。
○森(茂)政府委員 もちろん、示談
もありませうし、余裕期間はありま
す。

○片島委員 一万円だけを払つた場合
には、あと一万円残りますね。これは
どうしますか。

○森(茂)政府委員 一万円を正当な事由なくして補充しないときは、営業の停止または免許の取り消しをすることになっておりますので、早くあなたは一万円を補充しないといふことで、行政指導的に催促するわけでありませぬ。

○片島委員 それは、黙って一万円あなたの方で供託したものを持っておって早くしなさいと言ふことはできないじゃありませんか。免許を取り消すと言つておるじゃないか。免許を取り消したら即座に供託者に一万円を払わないうておいて、黙って供託したまま取っておくといふことはできないでしよう。たとえば千円でも、二万円が切れたら、一万九千円になったらすぐに免許を取り消すとおっしゃっておるじゃないか。

○森(茂)政府委員 もし私が先ほどそういうことを申し上げたら間違ひです。その額を充たす期間もございませぬ、金額が、それが減つたからといつてすぐ免許の取り消しはいたしません。

○片島委員 猶予規定なんかないのですがね。ただ中途半端にしておいて、払え払え、不足額を供託しない供託しなさいで、いつごろまで置くのですか。法律では、免許を取り消す場合のときに、供託金が不足した場合といふことはこの中に書いてありません。

○森(茂)政府委員 第十条の五の規定によりまして、「営業保証金の額が第十条の三第一項に規定する額に不足することとなつたときは、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、」これは六カ月でございますが、「期間内に、その不足額を住所のもよりの

供託所に供託しなければならぬ。」といふことで、第十条の五で明記いたしてあります。

○片島委員 そうなると、何ですか、この期間というのは農林省令で別に定めるわけですか。

○森(茂)政府委員 農林省令で六カ月ときめる予定でございます。

○片島委員 これはいろいろ質問をしてみるとして、非常に面白いな点が出てきて、「法案を読んだらわかる」と呼ぶ者あり——これは全部読んだんです。読んできたんです。答弁を聞けば聞くほど非常に面白いな点が出てくるのです。それで、ほかの委員からもまだ質問があると思ひますが、なお疑問の点について後ほどに質問を保留いたしておきます。

○野原委員 暫時休憩いたします。

午後二時十二分休憩

午後二時二十一分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

中馬農林政務次官

○中馬政府委員 先ほど来問題となりました点について、お答えをいたします。

講習会の問題で、ございますけれども、戦争中試験によつて免許を受けた方に対しては、実技を講習会において免除する。明確にお答えをいたします。

それから、二万円については、免許料としてはやや高うございますけれども、また、反面、物的保証という点からいけば二万円では安いような気がいた

たしますけれども、この中間をとつて大体二万円くらいということに一つ御了解をいただきたいと思ひます。

○野原委員長 芳賀貢君。

○芳賀委員 家畜商法と家畜改良増殖法は、実は前国会で提案はされたけれども、今国会に再提案になつたわけですが、そういうことで、いろいろの問題が多いとも考へるわけですが、まず家畜商法の関係で、二お尋ねしますが、第一の点は、今度家畜商に免許を与える基本になるものとして講習会を、行なうことになつておりますが、これは講習会に出席したというだけで免許資格がでるという意味ですか。三日間なら三日間、毎日何時聞かず出席をしたらということだけで、これでも、免許資格が出るという、そういう意味ですか。あるいはまた、講習受講者が、講習会が一応済んだあとで、何かテストでもやるという形、そういうものを出して、受講者がある程度受講した結果が資格的に資格的にそれが資格があるという認定をするのか、その点はどうかですか。

○森(茂)政府委員 講習をやるにあたりましては、出席した方には十分事情のわかつてもらうように親切に講習をやるといふようにいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 三日間、まじめに出席して、人に迷惑をかけないようにしてその時間を終わらせるということが一番大事なことなんですね。それであれば資格が生ずる、免許されるということになるわけですか。

○森(茂)政府委員 常識的に言つて、まじめに出席なされば免許の講習会を終えたということになります。

○芳賀委員 次に、現在免許者が七万五千人あるということで、ございませぬが、今度営業保証金制度等も、できること、こういう新しい制度によつて現在の家畜商の数が減るか、ふえるか、どういふ見通しですか。

○森(茂)政府委員 ちよつとそれは推定はできませんが、むしろ、講習会に来て最近の新しい情勢などをみない勉強したい、まじめな方が多いと思ひますので、大体現状程度は講習を受けられることだと思ひます。

○芳賀委員 ただ問題は、先ほど説明があつた通り、七万五千人のうち兼業者が、——主として兼業者は農業をやつておるわけですが、八〇%以上もあつておるわけについて、最低一頭、最高三千頭だということになると、年間数頭しか扱わぬという場合は、わざわざ二万円の金を調達してこれを営業保証金として供託してまで家畜商の地位を続けようとするかどうか、ここにやはり問題があると思ひます。それならやめた方がいいと思ひます。それとどういふように持つておるか。

○森(茂)政府委員 ただいま芳賀先生御指摘になつた人は家畜商ではないわけでありませぬ。家畜商とこちらで定義いたしておるわけですが、多くの場合におきましては、農業を兼業してるといふことも、やはりある程度農業をやつておるということ、実態をいたしましては、方々の農家に行きましても、あそこの家畜は今の程度にございませぬか、この前世話した子牛

わゆる営業として家畜商をやつておるわけでございます。

○芳賀委員 営業と、いふことになるかと、兼業の場合に、家畜商の営業が主体であつて農業が従であるといふものは、これは営業と見なすわけですか。

○森(茂)政府委員 営業としてやつておる者を対象にいたしておるわけですが、家畜の性質上農村に入りする人が非常に多いといふ意味で、やはりその人自身が農業を兼業しておるかどうかと、この統計上のことになりませぬ、るす番の奥さんが耕しておるかどうかが事柄が多い。何と言いますか、平面的な観察による農業を兼業しておる者が多いといふことで申し上げておるのでございまして、家畜商として営業としてやつておるものが、それを主たる収入の対象としておる者が家畜商法による対象になるわけでございます。

○芳賀委員 そうなると、先ほどの説明は違ふのじゃないですか。先ほどは、最低は年間一頭ぐらゐの取り扱ひ者もある、最高は三千頭に及ぶということになると、年間一頭ないし十頭程度では、これは家畜商を主たる業務として、いわゆる営業が主であるといふことにはならぬと思ひます。ただいま家畜商の免許を持つておるといふのにございませぬ。それでは、一体年間どの程度の実績がなければならぬかといふことにもなると思ひます。あなたの場合には、営業が主である兼業者、これは営業者と見なす、家畜商が従たる兼業の場合にはこれは見なされぬといふような説明でしかたない。

○森(茂)政府委員 営業としてやつておる者を対象にいたしておるわけですが、家畜の性質上農村に入りする人が非常に多いといふ意味で、やはりその人自身が農業を兼業しておるかどうかと、この統計上のことになりませぬ、るす番の奥さんが耕しておるかどうかが事柄が多い。何と言いますか、平面的な観察による農業を兼業しておる者が多いといふことで申し上げておるのでございまして、家畜商として営業としてやつておるものが、それを主たる収入の対象としておる者が家畜商法による対象になるわけでございます。

○芳賀委員 そうなると、先ほどの説明は違ふのじゃないですか。先ほどは、最低は年間一頭ぐらゐの取り扱ひ者もある、最高は三千頭に及ぶということになると、年間一頭ないし十頭程度では、これは家畜商を主たる業務として、いわゆる営業が主であるといふことにはならぬと思ひます。ただいま家畜商の免許を持つておるといふのにございませぬ。それでは、一体年間どの程度の実績がなければならぬかといふことにもなると思ひます。あなたの場合には、営業が主である兼業者、これは営業者と見なす、家畜商が従たる兼業の場合にはこれは見なされぬといふような説明でしかたない。

○森(茂)政府委員 先ほど私が申し上げました農業を兼業としている者が八〇%というのは、農村に割に家畜商が出入りしておる、しかもその人が農村の出身の人である、うちは百姓をやっておるというのがあるということでございまして、常識的に言つて、社会通念上家畜取引業を営業としておる者、こういう者を対象といたしております。

○芳賀委員 これは簡単な問題ですけれども、それでは、家畜商が結局生活の主体をなしておるわけですね。家畜商という営業を営んでいることがその生活の主たるものをいう、従たるものは営業とみなさないということになるのですか。

○森(茂)政府委員 農家収入の方が家畜の取引による収入より多い少ないという事ではなくて、従である場合でも、常に市場ができる場合に方々の農家から集めていくのを、そこら一帯でそこは家畜商だ、こういう社会通念上のことをさしておるわけでありまして、収入の多少がどうかということではなくて、月に二の日なら二の日に市場が立つ場合に、その一帯の家畜はその人が代表してといますか仕事としてやっておるのだ、こういうのを家畜商といひます。

○芳賀委員 今局長の言うところによると、免許に関係ないのじゃないですか。従来は五百円納付してそれで免許が取れたのでしょうか。それは経営の実態がどうかということとは違ひのじゃないですか。免許を取れば家畜商としての資格が生まれるのであって、それ以外に何か免許というものがあつたのですか。今までないでしょう。

そういうものは今後もないでしょう。○森(茂)政府委員 先生のおっしゃる通りであります。

○芳賀委員 今後畜産農業の部門がどんどん拡大されるわけですが、その場合、家畜の取引とか、それから家畜の交換のあつせんとか、あるいは委託による売買とか、そういうことが家畜商の行なう業務とすることになるが、この場合農業協同組合がこれらの事業を行なうこともできるわけですね。その場合には、農協が家畜商としての免許を持つてそういう行為をするか、農協独自の事業としてこれと同一の業務ができるか、そういう点はどういふふうに判断してありますか。

○森(茂)政府委員 農協独自の事業としてやれるかと考えております。○芳賀委員 それでは、農協の事業として家畜の売買がやれるあるいは組合員相互の家畜の交換の場合の仲介あつせんの仕事も農協としてやれる、あるいはまた、組合員の委託を受けて、そうして家畜を産地から購入して、組合員に対してそれを与える、そういういわゆる家畜商が行なつておる業務のすべての範囲はそのままそれを農業協同組合としての事業として行なうということには、全然これは問題はないわけですね。

○森(茂)政府委員 問題はございませぬし、農林省といたしましても、農協等に補助いたしましたして、その分野が広がつております。

○芳賀委員 そういうことであれば、今後農協の事業が一連の畜産事業の発展の方向へ主力的に進むということになれば、結果的には家畜商の行なう業務の範囲、営業の範囲というものはだ

んだん圧縮されるようなことになるのじゃないですか。そういう見通しはどう考へておられますか。

○森(茂)政府委員 圧縮されるという事は、農協の方の仕事がふえていけば、あるいは従事者がまた農協の方の職員になるとか、そういうようなことで、携わつておる人は減らぬわけでありませぬ。

○芳賀委員 それでは、現在の家畜商が、今後局長の言うように自然に農協の事業部面に職員という形で吸収される、そういう確たる見通しは一体あるのですか。現在の家畜商と農協との関係が非常に好ましいような状態に置かれておるかどうか、現況は一体どうなつておるのですか。

○中馬政府委員 先ほどの、農業協同組合の取り扱ひ量の増大によつてあるいは家畜商の取り扱ひ等が減つてくるのじゃないか、こういう御質問でございませぬけれども、私も同様に、今後の農業政策上畜産が飛躍的に拡大する、ということをお考えの場合、もちろん農協の共同事業の推進という事は当然必要でございませぬ、また、進んで参ると思ひますけれども、他面、また歴史的に見ても、家畜商の持つておる地盤といひますか手廻といひますか、こういうものがありますから、両々相待つて進んで参るのではないかと考へております。農協の職員になるとかかならぬとかいふことは、その大した問題ではないと思ひます。家畜商は、本来の仕事として、やはり畜産の飛躍的な拡大に際して家畜商の仕事も伸びていくものだ、そのためにこの法案を通してもらつて家畜商の品位が向上し地位が向上することによつて、両々相待つて

進んでいくものだ、かように考へております。

○芳賀委員 それは畜産局長の考へと違ひませんか。われわれは静かに聞いておると、畜産局長の考へは、従来家畜が行なつた事業は本来的には農協自身が行なうべきだ、やることに将来の発展上好ましいという原則の上に立つておるわけですね。そうなるに結局農協の事業部面がこれらの部面にだんだん拡大されていけば、結局そこに競争が生じて、結果的には従来家畜商の事業の範囲はだんだん縮小されるということに、これは見通しから言つてもなるわけですね。その点が一番心配される場所なんです。ただ、農協の組織にこれを融合させて、あるいは職員として吸収するとか、あるいは農協がそれらの専門家に事業の委託を行なうとか委託をするとか、そういう形が順調に行なわれていくということであれば、これは非常にいいのであります。現実には現地における事情は必ずしもそういうことになつていないのです。そのことは大した問題ではないということにはならぬと思ひます。

○中馬政府委員 だいたいまでのところ、生産者団体たる農協とそれから家畜商等の取り扱ひ量の比較でございませぬけれども、六大都市への生産者団体による共同の出荷量は、総出荷量に対して、農協等の場合が役肉牛で七〇%程度、豚では二〇%程度でありまして、ただいままでのところは圧倒的に家畜商の方が多いためです。ただ、今後の農業近代化等によつて農協の受け持つ部面も相当進んでくると思ひますけれども、しかし、畜産全体が伸びて

参りますから、家畜商の役割もかなり重い比重を占めるのではないかと。急に圧迫されてこれが縮小するということには私も考へておりませぬ。

○芳賀委員 いろいろと論としてはそういうことも言えるかも知れぬが、たとえば政府与党が無理に押し通した農業基本法から見ても、これはやはり問題があると思ひます。現在のたとへば農林省の畜産政策の一部には、主産地形成が今後だんだん牛の部面について、あるいは豚、鶏とか、そういう生産部面は主産地の形成をだんだん行なつて、それを基礎にして拡大していくということになるわけですね。けれどもその中心になるのは、やはり農業協同組合あるいはこれは共同化、法人化の形でそういう生産の事業というものがだんだん進められておるわけですね。そうすると、今度は消流関係では、やはり消費地に対する供給ということになれば、これは生産と消費のなげ中間を省略したそういう需給関係の機構が望ましいということに当然なるわけですね。そうならば、残る問題は、農村の現地において、たとえば耕馬の交換を行なうとか乳牛の交換を行なうとか、そういう個体の交換のあつせんというふうなことになるれば、あるいは従来の家畜商の仕事というのはまだ温存されるかも知れぬが、大きな発展的意味の取り扱ひの分野というものは、これは必然的に縮小される、こういうふうには判断しても差しつかえないと思ひます。申馬さんはまだいろいろとだからあなたはいは。しかし、いやしくも畜産局長の場合にはそういう見通しを持っていななければならぬかやうな見通しをいひたいです。

参りますから、家畜商の役割もかなり重い比重を占めるのではないかと。急に圧迫されてこれが縮小するということには私も考へておりませぬ。

○森(茂)政府委員 一般的に言つて、私どももいたしましては、畜産物の流通が、何と言いましか、合理化されていらない、こういう觀察から、生産者団体、それから家畜商の關係も中小企業協同組合などを組織しまして、融資も十分安定して信用ある發展を望みたいわけですね。いづれにしましても、共販体制が家畜取引についても十分行なわれるように希望して、また、そういうふうな指導して参りたいと考えております。

○芳賀委員 次に、今度の改正点では、帳簿の備えつけの点が法律に出てきておるが、これは内容的にはどういふ点を強調する考であるかを局長から伺いたい。

○森(茂)政府委員 現行家畜商法では免許制度の適正な運用をはかるため、正当な事由なくして一年以上家畜の取引を行なわぬ者には免許の取り消しなどの措置がとれることになっておりますが、この場合には、現行法では家畜商が取引を行なつたかどうか確認する方法がございません。法の適正な運用が今まで支障を受けていた。今回の改正では、こういう帳簿を備えつけて、そうして免許制度の適正な運用を期したい、こういうわけであります。

○芳賀委員 ですから、帳簿にどういふことをおもに記載させる考でありますか、その点を伺いたい。

○森(茂)政府委員 帳簿を備えつけまして、取引の年月日、場所、家畜の種類別の取引頭数取引の相手方の氏名などを記載させることにいたしてあります。

何日に何の何がこういう家畜を買ったとか、また売ったとか、それだけの記載では、内容が何も無いじゃないですか。問題になるのは、どういう値で取引が行なわれたかとか、あるいは交換、あつせんの場合ほどの程度の手数料が收受されたかとか、そういういわゆる営業の内容とかいうものが適正に行なわれているかどうかということとこれをやはり行政的にも指導をするということが主目的であるとわれわれは考へたが、この法律の目的はそうではないのですか。

○森(茂)政府委員 必要記載事項のおもなものを申し上げたのでございまして、経理事項は当然であります。御指摘の通り、そういう点を十分注意して、記載事項につきましても指導していきたく存じております。

○芳賀委員 簡単に答えられたが、そういう点も帳簿に、記載させるのですか。価格とか、手数料とか、あつせん料の收受等、これは必ず記載しなければならぬ事項として指導するわけですか。

○森(茂)政府委員 必要記載事項として一氣に嚴格にそういう事項まできめまことは、相手方が義務になるものですから、きめておりましたが、ただ、指導的には経理関係などを充実していつてもいい、こういうことで指導いたして参りたいと思つておるわけでございます。

○芳賀委員 その点が非常に大事だと思つてあります。ですから、将来家畜商の営業というものが、あるいは生産者や消費者といふものが、各関係者が信頼されて、この営業というものが将来も続いていくということであ

れば、一番問題になるのは、信用される取引をどうするか、信用されるに足る取引が行なわれたかどうかということとがやはり社会的にもこれは明らかに必要なことが制度上はつきりしておいなければ、ただ単に帳簿だけ備えておいても効果はないと思うのです。もちろんこれは税の關係とかいろいろあると思うが、問題は、その適正なる取引が行なわれたかどうかということとが確認されぬと、大した法律の効果はないと思うので、そこを踏み切つてやる考であるか、これは任意事項にして書きたければ書きなさいという程度ではだめじゃないですか。

○森(茂)政府委員 本法を改正いたしましたので、こういうことをやらせようというゆえんのもの、こういうことをやらなければ取り締まるのだということではなくて、われわれとしましては、家畜商団体とかいろいろ關係業者の協力を待つて、全体的に地位を向上していかうということでありまして、取り締まりの観点よりも、奨励的に地位を、向上していかう、そういうために、これは一例であります、講習会等を設けておるわけでございます、そういう気持でありまして、取り締まつていこうということではなくして、むしろ、団体活動等關係業者の努力と相俟つて、それから政府、都道府県の指導とも相俟つて、地位を向上していかうということ、親切に指導して参りたいと思つております。

○芳賀委員 それでは、そういう適正な、営業者として当然受け取るべき手数料なりあつせん料というふうなものか、そういうものは行政的に何か考へているのですか。牛馬のあつせんをした場合には大体どのくらいとかいふ何か指導基準、というものがなければ、適正にやれやれといつたてでできないと思つておるが、そういうものはお考へになつておられますか。

○森(茂)政府委員 そういう点につきまして、各關係団体ともよく話し合ひまして、どうやたらみんなの地位の向上ができるか、相手方も納得できるかというふうな点を十分検討して参りたいと思つております。今具体的なものはございせん。

○芳賀委員 それでは、近いうちにそういう方針をきめて、それで行政的に措置したい、そういうことですか。

○森(茂)政府委員 その通りであります。

○芳賀委員 それだけに、しておきます。

○稲富委員 関連して……。ちよつと一点、さっきのことなんです、第十條の四の「家畜商と家畜の取引の契約を締結した者は、その契約によつて生じた債權に關し、当該家畜商が供託した營業保証金について、その債權の弁済を受ける権利を有する。」、ここに非常な問題がある。これは、債權の確定というのには非常に困難だ。それで、こういう点について非常におそくなると思つておるが、その2に、「前項の權利の履行に關し必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。」、こうなつておりますので、法務省令、農林省令から言へばこれは示してやらうことがこの問題で確定するのに非常に必要なだと思つておるが、これはあまかりやつておると、時間がありませんか。

ら、できておられますかどうでございませうか、どういふ趣旨のものができておるか、この際あつたら承つておきたいと思つておるのです。

○森(茂)政府委員 營業保証金の還付手續でございまして、還付請求者は都道府県知事あての通知書——供託所に通知をしなければならぬこと及び通知書の様式ということ、ございまして、具体的に条文はできておりませんが、第十條の四の第二項で規定すべき事項を予定いたしております。

○稲富委員 それでは、この省令等に對しましては、十分できていないとすれば、今論議されましたような点は十分考慮されて、この省令を作成される場合お考へいただきたい、こういうことを希望申し上げまして、質問をやめます。

○芳賀委員 家畜商法についてはまだ問題がありますが、政府が善処するといふことを明らかにしておるので、それにある程度期待を持ちたいと思つておる。

次に、家畜改良増殖法の改正案についてであります、この法案は、先般の提案理由の説明の中にも、本法の改正によつてわが國の畜産農業の發展のためある意味の推進力にしたい、ということが述べられておるし、また、従来の日本の畜産の態様は農業の副業的な地位に置かれておつたが、最近はその主體的に畜産農業というものがだんだん成長する傾向にあるといふような判断も行なわれておつたわけですが、家畜改良増殖法の改正の場合、従来の制度との關係を見ると、有畜農家創設特別措置法といふものが現存しておるが、これは、御承知の通り有畜農家の

創設事業を進めてきたわけで、相当の成果をあげておるわけですが、これとの関係を増殖法の中でどういふふうに強力に進めるか、その点について説明を願います。

○森(茂)政府委員 従来は有畜農家創設基準というものを設けてやっておりますが、今後は、有畜農家育成基準というもので、頭数を引き上げまして、そういう対象までも家畜導入の対象にいたしました。助成していかう、こういふわけであります。

○芳賀委員 それでは、従来の有畜農家の創設基準と今度政府が考へておる育成基準の相違点はどこにあるかとあります。

○森(茂)政府委員 今までは平均以下のもの、助成対象、家畜導入の主力としておりました。今後は、今後の経営等の条件を見まして、多頭飼育のものまでも実畜導入の対象としよう、こういうことで、無畜農家を解消して有畜農家にしていこうということが有畜農家創設特別措置法の趣旨ではございまして、一、二頭飼、三、四頭飼のもの、五頭以上は適正規模をなすまで家畜導入をしようとする場合までも政府の家畜導入の助成措置によりまして育成していかう、こういふことで、従来よりも基準を引き上げたわけでござい

ます。

○芳賀委員 育成基準の要綱はもうできておるのでしようね。

ものについて家畜導入の対象として政府は本法によって助成する、こういうことであります。

○芳賀委員 おかしいじゃないですか。これは前国会に出して廃案になった法案でしよう。この関係の三十六年度予算は成立しているのですから、ですから、もし通常国会でこの法案が成立してあれば、当然育成基準というものを明らかにして、これによって施策を進めていくことになる。にもかかわらず、もう次の通常国会が迫っている今日、まだできておらぬというのはいかぬ、法律だけ出して予算だけとればいいというやり方なんでしょうか。

○森(茂)政府委員 大綱はできております。

○芳賀委員 大綱じゃなく、基準の要綱があるでしよう。

○森(茂)政府委員 有畜農家育成基準の要綱案は準備いたしております。「何もしてないじゃないか」、「読み上げたらどうだ」と呼ぶ者あり。

○芳賀委員 いや、そういうものは、読み上げるなんというのはいまことに不見識な話で、当然、この法案の審議に合せて、政令とか省令とか必要、基準要綱とかいふものは、全部提案理由の説明をやるべきに整えて、さあどうか審議して下さいということであらう。われわれも熱意を持って審議を進められるが、質問されて、いや大綱がありまうと内容はありませんとかな、そういうことでは審議は進まぬじゃないですか。しかも今後畜産農業の推進力としてこの増殖法を活用するということであれば、もう少しはつきりした

姿勢で国会に臨むのでなければ、そういうへつり腰では何も畜産農業なんというものは進まないと思う。ですから、要綱案が数日中に出るのであれば、この法案の審議はその時期まで保留して、十分慎重審議して、今後の畜産農業の発展のためにわれわれも意欲を燃やしたいと思う。どうですか、そういうものがそらわなければやれないじゃないですか。

○中馬政府委員 家畜改良増殖法に対するいろいろな資料その他については後ほど提出をいたします。

○野原委員長 中馬君

○中馬委員 当委員会の運営上の問題についてですが、たとえば、この前通った法案だつて、一応廃案になつて出てくるので、少なうとも昔の読会時代の国会といふのは、法律を出すときに政令を出さないと、法律がくつたものなんです。戦前の国会では政令を出さなければ審議しなかつたものだ。戦後悪い風潮がいつちやつて法律を出せば政令なんて知つちやないというの、どこの委員会でもそういう傾向だ。私はそういうことはまずいと思う。法律を出すときは、参考資料と省令ぐらひはきちつとそろえてやるという方向に今後の運営を委員長がよく当局に言つてもらわぬと、何を聞いても、今準備中だ、まだこれから用意するんだ、今討論中だ、それではいか委員長が通してくれまして、これと議して通すといふわけにいかないじゃないですか。やはり、当局がいま少し熱意を持って、少なくとも、法律を出すときは、政令が間に合わなければ大

綱ぐらひは出すという慣習を今後の国会運営でつけないとよくないと思うのですよ。だから、そういう点について皆さんがいいと言えれば反対するわけじゃないが、増殖法なんか聞いてみると何がなか、何にもやつてない。これからやればいいというふうな話では、行政指導も全然できやせぬじゃないですか。そういう点では、国会の権威ある運営上委員長は当局に、もっとこれの資料ぐらひそろえて、こういうことを言つてもらいたい。

○野原委員長 委員長から政府に一言申し上げておきます。審議にあつた政府側の準備はなほどうも十分でない点を認めますので、今後は、十分用意されまして、参考資料等もそろえ、また政令案その他等も当委員会に御提出をいたしまして、あわせて審議を要望したいと思つております。

ただいま議題となつております二案のうち、家畜商法の一部を改正する法律案につきまして質疑を終局いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

○野原委員長 御異議ないと認めますので、質疑はこれにて終了いたしました。

○野原委員長 御異議なしと呼ぶ者あり。

○野原委員長 これより討論に入るのではありませんが別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

家畜商法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立議員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○野原委員長 なお、本案に對しまして山田長司君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、提出者より、その趣旨の説明を求めます。山田長司君。

○山田(長)委員 私は、ただいま議決いたしました家畜商法の一部を改正する法律案に對しまして、自民、社会及び民社の三派共同提案の附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。家畜商法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

政府、従来からの家畜取引の実態にかんがみ、家畜商の家畜の売買、交換又はそのあつせんに際し、不当に流通経費の増進をきたすことのないよう、本法第十一条の二に規定する帳簿に家畜商の行なう家畜の売買の価格、取引に伴ふ報酬等の額を正確に記載することとするともに帳簿の検査及び指導等法の施行に遺憾なきを期しあわせて、都道府県関係職員そのものに対して行政指導の徹底を期すること。なお、家畜取引に係る不当な報酬額の法的規制については、今後引き続き検討し、すみやかに成案を得るよう努めること。

右決議する。

○野原委員長 これより討論に入るのではありませんが別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

家畜商法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の、起立を求めます。

こういふものであります。

従来、家畜の取引に關し、家畜商の行なう取引においてしばしば家畜を生産する農民が不利益をこうひつて例が見られますので、この法案の成立

後における法の運用に、あたりましては、附帯決議の内容を十分考慮して、家畜商の地位の向上をはかることが適当と思ふのであります。

委員諸君の全会一致の賛成を希望する次第であります。

○野原委員長 これより採決いたします。

山田長司君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、本案には附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議について政府の所見を求めます。中馬農林政務次官。

○中馬政府委員 ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましても十分に検討を加えて努力をいたしたいと考えます。

○野原委員長 ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましてはは委員長に、御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

明日午後一時より、開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時八分散会。

〔参照〕

家畜商法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二四号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

農林水産委員会議録第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

二 五 終り 二百三十五

三 五 終り 二百三十五

四 二 終り 二百三十五

五 二 終り 二百三十五

六 二 終り 二百三十五

七 二 終り 二百三十五

八 二 終り 二百三十五

九 二 終り 二百三十五

一〇 二 終り 二百三十五

一一 二 終り 二百三十五

一二 二 終り 二百三十五

一三 二 終り 二百三十五

一四 二 終り 二百三十五

一五 二 終り 二百三十五

昭和三十六年十月十四日印刷

昭和三十六年十月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局